

「水道施設維持管理等業務委託積算要領案 - 管路等維持管理業務編 - 」 Q&A 集

このQ & A集は、本会に寄せられた「水道施設維持管理等業務委託積算要領案 - 管路等維持管理業務編 - 」に関する主な質問と、それに対する本会からの回答を取りまとめたものです。本要領に関するお問い合わせをいただく前にご確認ください。

平成 23 年 3 月 31 日

No.	関連頁		質問	回答
01	p.1	1.1 適用範囲	<p>【本要領の位置付け】 本要領の位置付けや、適用にあたっての留意点はどのようなことか。</p>	<p>本要領は、管路等の維持管理業務に関する実態調査結果をベースに作成したものであり、積算上の考え方を示す一つの標準的なガイドラインです。 したがって、活用にあたっては、各事業体の地域性や作業条件等を十分に配慮し、積算を行うことが必要になります。 また、地域の特殊性等により、本要領によることが適切でない場合には、過去の実績や見積り、その他積算基準等により、実状に合った積算を行ってください。</p>
02	p.4	2.3 直接業務費の積算	<p>【標準作業量】 各業務の標準作業量は、どのように定めたのでしょうか。</p>	<p>標準作業量は、実態調査結果をベースに定めたもので、市街地における一般的な作業条件のもとでの標準的な作業量を示しています。 したがって、現場の作業環境や作業条件等の実状を考慮して、20%の範囲内で増減できるものとしています。 また、地域特性等により著しく差異のある場合には、別途検討してください。</p>
03	p.4	2.3 直接業務費の積算	<p>【複数の業務を同時に行う場合の積算】 複数の業務を同時に実施する場合、積算上の留意点はどんなことでしょうか。</p>	<p>本要領は、各対象業務を個別に実施する場合の歩掛を示しています。 複数の業務を同時に実施する場合には、標準作業量を実態に合わせて補正するなどして対応してください。</p>
04	p.4	2.3 直接業務費の積算	<p>【夜間作業の積算】 業務を夜間で実施する場合、どのような補正が必要でしょうか。</p>	<p>現場の交通状況や作業条件により、通常勤務すべき時間帯をはずして夜間（深夜）に作業を行う場合は、労務単価の割増しが必要になります。</p>
05	p.4	2.4 間接業務費の積算	<p>【滞在費の計上】 委託業務の受託者が、近隣地域に存在しない場合、業務場所に一定期間滞在するための費用として「滞在費」を計上すべきでしょうか。 また、滞在費を計上する場合、どのように積算するのでしょうか。</p>	<p>本要領は、受託者事務所と現場とを日々行き来することを想定しています。 しかし、事業者によっては委託対象となる企業が近隣地域に無いことから、遠隔地の受託者が現場近辺に一時的に滞在し、業務を行う場合があります。このような場合には、滞在に掛かる費用として、滞在費の計上が必要になります。 滞在費については、各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算してください。</p>

No.	関 連 頁		質 問	回 答
06	p.12	2.6 職種とその作業内容	<p>【技術者に求める技能レベル】 受託技術者の技能レベル(実務経験年数や取得資格等)を仕様書で定める場合、積算する上ではどのようなことに留意する必要があるでしょうか。</p>	<p>本要領では、技術者の職種とその技能レベルに応じて、適用労務単価を暫定的に定めています。 しかし、発注者が仕様書等で受託技術者の技能レベルを別途定める場合には、その技能レベルに応じた労務単価の適用が必要になります。</p> <p>例) 漏水調査業務の調査技師 漏水調査で主に現場の実務に携わる調査技師について、本要領では「漏水調査及び管路探知等の作業を習熟し、実務経験3年以上の者」としています。 しかし、発注者が仕様書等で「実務経験7年以上の者」など、本要領よりも高い技能レベルを求める場合は、労務単価もそれに応じて割増しや適用単価の階級を上げるなどの対応が必要になります。</p>
07	p.67	3.7 漏水調査業務	<p>【漏水調査機器の基礎価格】 漏水調査機器の基礎価格については、別途調査のこととなっていますが、日本水道協会で基礎価格を公表する予定はあるでしょうか。</p>	<p>基礎価格の公表予定はございません。 各事業体で見積り等により価格設定をしてください。</p>

本積算要領に関するお問合せについては、下記アドレスまでメールにてお願いいたします。

お問合せ先 日本水道協会工務部技術課
TEL 03-3264-2496 FAX 03-3264-2237
E-mail: sekisan@jwwa.or.jp